航空機用給油車１台の購入
入札申請関係書類

① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書

② 入札公告（写し）

③ 入札説明書

④ 仕様書

⑤ 仕様確認申込書、入札内訳書、質問書

⑥ 入札書

⑦ 見積書（入札不調時協議用）

⑧ 委任状

⑨ 入札の注意事項

⑩ 提出書類の注意事項

⑪ 契約書（ひな型）

⑫ 誓約書（２種類）

⑬ 誓約書（様式８号関係）

＜ 担 当 ＞
兵庫県出納局物品管理課　物品班　中山
〒650－8567
神戸市中央区下山手通５丁目 10 番１号
電話　078－341－7711（内線75784）

※　物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていない方は、入札説明書の記載のとおり、物品関係入札参加資格申請書を上記①の申請書とともに、期限までに提出願います。
　なお、提出書類に不備等がある場合は、認定に時間を要することがありますので、なるべく早めに提出してください。

※　物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている方は、上記①の申請書に、物品関係入札参加資格審査結果通知書の写しを添付の上、期限までに提出願います。

様式第２号

一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書
兼 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令 和　　年　　月　　日

契約担当者
　兵庫県知事　齋藤　元彦　様

所　在　地

商号又は名称

代 表 者 名

電 話 番 号

メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札件名　航空機用給油車１台の購入

２　確認書類　物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）

３　本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　職・氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※下記枠内は記入しないでください

執行者	立会人	確認書類

４　連絡先（担当者）

所 属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　電 話：　　－　　－

氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　ＦＡＸ：　　－　　－

入札公告

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年11月10日

契約担当者
兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　調達内容

⑴　調達物品及び数量

航空機用給油車１台

⑵　調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

⑶　納入期限

令和10年３月31日（金）

⑷　納入場所

但馬空港（詳細は仕様書のとおり）

⑸　入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

２　一般競争入札参加資格

⑴　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

⑶　参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

３　入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

⑴　書面による入札

ア　入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
兵庫県出納局物品管理課　担当　中山
電話（078）341－7711　内線75784　ＦＡＸ（078）362－3928

イ　入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和８年11月10日（火）から同月24日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

ウ　入札の日時

令和８年12月18日（金）午後２時　兵庫県庁３号館８階入札室

エ　入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和８年12月17日（木）午後５時までに上記アの場所に必着のこと。

⑵　電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア　参加申込みの期間

令和８年11月10日（火）から同月24日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後８時まで（令和８年11月24日（火）は午後４時までとする。）

イ　入札の日時

令和８年12月11日（金）午後５時から同月18日（金）午後２時まで（県の休日を除く。）

ウ　開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

４　仕様確認等

⑴　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア　受付期間

令和８年11月11日（水）から同年12月４日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和８年11月11日（水）から同月24日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後８時まで（ただし、令和８年11月24日（火）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ　受付場所

上記３(1)アに同じ。

ウ　提出書類

⑺　仕様確認申込書

⑴　カタログ等の仕様が確認できる書類

エ　提出方法

電子入札システム、持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　確認の結果

令和８年12月11日（金）午後５時までに通知する。

⑵　入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

⑶　入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

５　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の５以上の額の入札保証金を令和８年12月16日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

⑶　契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

⑷　入札に関する条件

ア　入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ　所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和９年１月８日（金）まであること。

ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入

札でないこと。

オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ　入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ　代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ｱ)　初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ｲ)　初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5)　入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6)　契約書作成の要否

要作成

(7)　落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8)　その他

詳細は、入札説明書による。

6　Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1)　Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2)　Nature and quantity of the product to be purchased:

1 Refueling car for aircrafts

(3)　Delivery period: March 31, 2028

(4)　Delivery place:

Tajima airport terminal

(5)　Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 24, 2026

(6)　Deadline for tender:

14:00 December 18, 2026 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 December 17, 2026 by mail

(7)　Person to contact concerning the notice:

Ms.Nakayama, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 75784

入 札 説 明 書

航空機用給油車１台の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札に付する事項

(1) 件名及び数量
　航空機用給油車１台

(2) 調達物品の規格、品質、性能等
　別添仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等
　別添仕様書のとおり

(4) 納入期限
　令和10年３月31日（金）

(5) 納入場所
　但馬空港（詳細は仕様書のとおり）

２　入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1)　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和８年11月24日（火）午後４時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて４（１）イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

(2)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3)　一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第２号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

(4)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

３　入札参加の申込み

(1) 提出場所
　兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通５―10―１）
　電話番号（078）341―7711（内線75784）

(2) 参加申込みの期間

持参の場合は、令和８年11月10日（火）から同月24日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

兵庫県電子入札共同運営システム（以下、電子入札システムという。）による場合は、上記期間の毎日午前９時から午後８時まで（県の休日を除く。）利用できる。（令和８年11月24日（火）は午後４時までとする。）

(3) 提出書類

ア　申込書を作成のうえ前記（１）に直接持参又は郵送すること。なお、電子入札システム利用者については、同システムにより申請を行うこと。

イ　前記２（１）の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア　入札に参加できる者の確認基準日は、前記（２）の最終日とする。

イ　入札参加資格の有無については、提出のあった申込み及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和８年12月１日（火）までに申込者に電子入札システム又は文書（一般競争入札参加資格確認

通知書）により通知する。
そのため、返信用封筒（定型長３）を入札参加申込書に添えて提出すること。
返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。
なお、電子入札システム利用者については、同システムにより通知を行うため、返信用封筒は不要とする。

ウ　一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式は任意）を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

（ア）提出期間

令和８年12月２日（水）から同月８日（火）までの午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

（イ）提出場所

（１）に同じ。

（ウ）回答

説明を求めた者に対し、令和８年12月11日（金）午後５時までに書面により回答する。

(5) その他

ア　申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ　提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ　提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ　申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

４　仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア　受付期間

令和８年11月11日（水）から同年12月４日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札システムによる場合は、令和８年11月11日（水）から同月24日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後８時まで（令和８年11月24日（火）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ　受付場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通５－10－１）

電話番号　078-341-7711（内線75784）

ウ　提出書類

（ア）仕様確認

①仕様確認申込書

②仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

（イ）質問

様式は任意

エ　提出方法

電子入札システム、持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　確認の結果

令和８年12月11日（金）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記（１）ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記（１）オにより承認された物品にかかる金額で入札すること。

(4) 質問の回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア　閲覧期間

令和８年12月11日（金）から同月17日（木）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

イ　閲覧場所　前記３(1)に同じ。

５　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6　契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和８年11月10日（火）から同月24日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

7　入札・開札の場所及び日時

(1) 場所　兵庫県庁３号館８階入札室

(2) 日時　令和８年12月18日（金）午後２時

8　入札書の提出方法

入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、令和８年12月17日（木）午後５時までに前記４(1)イの場所に必着すること。

電子入札の場合は、令和８年12月11日（金）午後５時から同月18日（金）午後２時まで（県の休日及び午後８時から翌日の午前９時までを除く。）に入札を行うこと。

9　入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア　件名は、前記１（１）に示した件名とする。

イ　年月日は、入札書の提出日とする。

ウ　入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ　代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、２回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 電子入札の場合については、電子入札システムにより入札を行うこと。

入札書の記載方法等は上記（１）から（６）を準用する。

10　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５以上の額を、令和８年12月16日（水）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和８年12月16日（水）以前の任意の日を開始日とし、令和９年１月８日（金）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が 200

万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11　開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

12　無効とする入札

(1) 前記２の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外の物品にかかる入札、申込み又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記２に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

13　落札者の決定方法

(1) 前記１の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、政令 167 条の 10 第１項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。

（注）予定価格には次の費用を含む。

①　入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用

②　入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用

③　入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者、電子入札を利用した者にあっては、立会人がくじを引くこととする。

(3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

(4) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14　入札に関する条件

(1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札すること。

(2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和９年１月８日（金）まであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く）。

(7) 代理人が入札をする場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

(8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く）。

(9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア　初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ　初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外のもの

15　入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、

入札者の負担とする。

16　契約書の作成

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）により、特別な事情のない限り、落札決定の翌日から起算して７日以内（県の休日を除く。）に作成しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(1) 書面の契約書の場合

ア　落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。

イ　契約書は２通作成し、双方各１通保有する。

ウ　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(2) 電子契約の場合

ア　落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。

イ　契約書は、電磁的記録により双方で保有する。

ウ　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17　監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18　その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団及び暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求める。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加する。

19　調達事務担当部局

〒650―8567　兵庫県神戸市中央区下山手通５―10―１

兵庫県出納局物品管理課　（電話番号：(078)341―7711　内線75784）

但馬空港　航空機用給油車仕様書

概要

この仕様書は、但馬空港航空機用給油車に適用するもので、納入車は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、十分な耐久性、信頼性、操作性を有するものとする。

この仕様書に明記されていない箇所については支出負担行為担当官（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

1　総則

1 - 1　適用範囲

本仕様書は、航空機給油に適合するレフューラの設計・製作・試験および、検査にかかる仕様である。

1 - 2　適用法令および規格

レフューラの製作に当たっては、日本国内法令、規格ならびに国際規格、基準に準拠していること。

2　概要

（1）タンク容量　　4 KL

（2）使用油種　　AVGAS100LL　比重 0.75

（3）空港内専用車（車両登録は不要）

（4）使用方法概要

ピストルノズル給油専用車とし、下記の機能を有する。(オーバーウイング給油専用)

・自己タンク燃料を航空機へ給油する。なお、航空機から抜取りラインは設けない。

・地上ポンプによる燃料の受入を行う。

3　製作台数

台数　　1 台

4　給油能力

最大給油能力　　リールホース　25A × 20m～1 本　　30GPM 以上

5　主要寸法及び重量

・全長　　6900mm

・全幅　　2300mm

・全高　　2500mm（外部表示器上面）

・最大積載量　3000kg（比重 0.75 の場合）

・車両重量　　約 5700kg（燃料タンク 100L）
・定員　　２名（110kg）
・車両重量　　約 8800kg（計算上）

6　シャシー

（１）ﾒｰｶｰ・型式　　日野自動車・２WG-GC2AGBA-DBABAAC（GVW11t）
　　ベッドレスキャブ　6MT　リーフサス　【同等品】
（２）車軸　　前１軸、後１軸
（３）エンジン　　240 馬力
（４）架装品　　ミッション PTO（ON-OFF 表示灯付き）
　　給油車専用架装工事

7　タンク

（１）形状および寸法
　　内容積　　４KL
　　材質　　アルミ製
　　内面塗装　　なし
（２）構造
・タンク上部には消防法に基づく、マンホール・安全弁等を保護する防護枠を取りつける。
・タンクの上部に円形のマンホールを設ける。マンホールには、検尺口及び積込用のフィーリングハッチを取付ける。また、防護枠上部にアルミ縞板製でセルターデッキを設ける。
・タンク後方に昇降用梯子を取りつける。
（３）安全弁
・タンクに安全弁を取りつける。安全弁は二重弁識で作動圧力は 20＜P≦24kPa の性能のものとし、消防法に合格する機器とする。
（４）タンク検水配管
・タンク底部には低弁を取りつけ、別に検水配管を設ける。検水配管は、バルブを開いたときにタンク内の燃料を完全に抜くことができるような構造とする。(アルミパイプ)

8　底弁

・底弁は口径 80A の本体アルミ合金製とする。
・底弁はエア SW で開閉できる構造とする。
・エア SW は地上操作のみとする。

・ベーパー配管を取つける。

9　ハイレベルセンサー

タンク上部にフロート式ハイレベルセンサーを設ける。

W フロート方式とし、万が一、一段目のセンサーが不良を起こしても２段目のセンサーにより確実に積込を停止させる。また、センサーをオーバーライドできる機構を設置する。

10　緊急遮断装置等

・消防法に適合する緊急遮断装置並びにエンジン緊急停止装置を設ける。

・エンジン緊急停止装置 SW を機械室内両側部に取りつける。

11　防護枠・側面枠

消防法に適合する防護枠・側面枠を取りつける。また、防護枠内の水抜き用として、防護枠の前方左右にドレンバルブを取りつける。

12　機械室

タンク前方に設ける。機械室は、前後・天井を板で囲い、両側面は開放型とする。材質は防錆のため、基本的に SUS 材とし、一部軽量化で AL 材を使用する。

13　ポンプ

ポンプはシャシエンジンから PTO を経て駆動させる。

（１）ﾒｰｶｰ・型式　伏虎金属工業　R-40W　【同等品】

（２）暴力　30gal（ポンプ回転数 540rpm 時)、吐出圧 50psi 相当の能力

（３）ポンプ回転調整装置（主導ボリュームつまみで操作）

（４）バイパスバルブ　ポンプ配管回路にバイパスバルブを設ける。

14　燃料濾過器等

フィルターセパレーター　Fuel-Gard VF-21SB　【同等品】

メーカー　　FACET（和興フィルターテクノロジー）【参考】

最大流量　　170L/min(45GPM)

エレメント　CC-21-7　ゴーズストレーナ有

15　流量計

（１）ﾒｰｶｰ・型式　　東京タツノ製 40A・ML42MI-XID40H　【同等品】

（２）表示器　デジタルカウンター　単位：ガロン

（３）器差　　±0.2%以内　連続器差補正装置付　※器差証明書付であること

（４）大型表示器　　運転席側機械室に大型表示装置を設ける。

16　アビエーションホース

（1）リールホース　内径×長さ×本数　　25Ａ×20m×1本　　Hewitt 製【参考】

（2）リールホースドラム　　ホースの巻取は、手動巻取と電動モータ（エアクラッチ付）による駆動巻取ができる構造とする。

17　ピストルノズル

（1）ﾒｰｶｰ・型式　東京タツノ製・VNA-0207-5 1B 航空用

（スパウトベント部は、くの字状態。）【同等品】

（2）内径×個数　25Ａ×1個

18　アースリール

レフューラと航空機との導通および静電気除去装置とし、手巻式リールドラムに透明塩化ビニル被覆銅線、ワニ口クリップ付を運転席側に 2 個設ける。各アースリール間はジャンパーケーブルで接続する。

・透明塩化ビニル被覆銅線×20m～2個

・ワニ口クリップ　ヘビーデューティータイプ

19　積込口

貯油施設からの受入れ

製作　　MANTEK 製【参考】

型式　　T312D2201B

口径　　65A

20　計器パネル

計器パネルに下記の計器を取りつける。

（1）差圧計　　型式　GTP-534-PB-15A【同等品】

指示範囲　～15psi

（2）連成計　　山本計器製【参考】

ポンプ IN

型式　75×1MPa×-0.1MPa

（3）圧力計　　山本計器製【参考】

ポンプ OUT・エアタンク・低弁エア

型式　75×1MPa

（4）油圧計　　山本計器製【参考】

型式　75×25MPa

（５）ポンプ回転計（防水型）
（６）底弁開閉 SW
（７）底弁エアレギュレータ　型式　NRV302

21　タンク検量
検量口はマンホール蓋に取りつける。検尺棒はアルミ製としメモリは 200L 単位にて打刻する。

22　消火器
ABC10 型×2 本。収納箱は SUS 製とする。

23　インターロック装置
インターロック装置は、左右扉・積込口・アースクリップの格納が未完全状態・もしくは PTO 稼動状態にある場合、走行できないものとする。未格納・PTO 稼動状態で、サイドブレーキ解除 もしくはチェンジレバーを「走行」の位置に入れると、エンジンが停止するようにすること。
未格納・PTO 稼動状態の場合は、「黄」マーカーランプにて点滅し、場所をパイロットランプにて点灯表示すること。
緊急用のインターロック解除ＳＷ（封印付き）を設け、インターロック解除時は「赤」マーカーランプが点灯し、警告ブザーが鳴るようにすること。
（１）エンジン停止方式
（２）キャブ内に各表示ランプ・緊急脱出用のインターロック解除 SW を設けます。
（３）インターロック取付場所
・積込口
・左右扉
・アースリール
・PTO
（４）各表示ランプ
・積込口
・左右扉
・アースリール格納
・PTO 稼働
・未格納・PTO 稼働標示（黄色点滅）
・インターロック解除（解除　赤色点灯）

24　その他オプション
（１）脚立格納枠　リヤバンパーに取付ける。

（２）油吸着マット収納箱
（３）禁煙マーク/製品名の表示　製品名の「AVGAS100LL」をタンクの左右後及びキャブ前面に表示する。「禁煙マーク」を後方に表示する。
（４）車輪止め　運転席側ホイルベース間に設ける。
（５）ドライブレコーダーおよびバックアイカメラ

25　銘板
（１）燃料配管系統図銘板を計器盤付近に取りつける。

26　塗装
（１）　レフューラ外面
外面はポリウレタン樹脂塗料を使用し、下塗り、中塗り、上塗り 3 工程で指定色の塗装を施す。
（２）　塗装色
キャブ・タンク・機械室・タンク側付属装置…関西ペイント 058 ホワイト同等色
シャシフレーム・シャシ側付属装置…黒
※セルターデッキ（アルミ縞板）は無塗装
（３）シャシー下部および扉袋内部に防錆処理を施す。
（４）標識
①表示項目
(a) 危マーク（前後）
(b) 禁煙マーク（後）
(c) AVGASLL マーク（前後左右）
(d) ドレン配管容量表示
(e) バルブ閉位置表示
②字体　ゴシック文字
※フランジ部のジャンピングアースは塗装しないこと。

27　完成図書
給油車、引き渡し後 1 か月以内に下記の完成図書を 2 部提出すること。
（１）仕様書
（２）取扱い説明書及びパーツリスト
（３）残油容量計算書
（４）設置許可申請の構造明細書 2 部
（５）検査成績書（ホース耐圧試験、配管耐圧試験の成績書を含む）
（６）完成写真

28　消防署への設置許可

申請用書類を準備すること。

29　検査

・完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。
・検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

30　納期

・令和 10 年 3 月 31 日限りとする。
・やむを得ない事情に限り、諸手続き後、納期の延長を認める。

31　水大気課意見

・なし［協議回答番号：0855-1］
「兵庫県公用車に係る電動車等導入指針」に定義するクリーンディーゼル自動車に該当するため。

32　その他留意点

・長期使用に十分耐えるものであること。
・付属品はすべて新規製造品であること。
・本仕様書に定める調達品が海外製品の場合、本邦における正規販売代理店により調達された正規品であること。
・この仕様書になき事項及び疑義については、入札公告及び入札説明書に記載のある期間内に質問書を提出すること。また、入札を検討する場合は、入札公告及び入札説明書に記載のある期間内に仕様確認申込書を提出し、承認または支持を受けること。
・納品先は兵庫県豊岡市岩井 1598-34 但馬空港とする。
・納入後、速やかに現地業務受託業者に対し性能及び装置全般にわたる取扱説明を行い熟知させること。なお、本取扱説明に要する費用は乙の負担とする。
・納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合には、それを適用する。
・特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることができる。
・提出図書に使用する言語は、日本語とすること。

以上

仕様確認申込書

件　　名　　**航空機用給油車１台の購入**

会社名：
担当者：
電話：
ＦＡＸ：
メール：

品　　目	メーカー	車名	型式	数量	定価（税別）	摘要
航空機用給油車				１　台		

※メーカー・車名・型式等記入のうえ、カタログ等を添えて、入札公告及び入札説明書に記載の期日までに提出してください。

入札内訳書

会社名：

件　　名　**航空機用給油車１台の購入**

入札金額　　￥　　0　　－

（消費税及び地方消費税は除く）

品　　目	メーカー	車名	型式	数量	単価(税別)	金額	摘要
航空機用給油車				1　台		0	
合　　計						**0**	

※　太枠内の金額と、入札金額とが一致することをご確認のうえ、添付してください。

仕様等に関する質問書

会社名	
担当者名	
電話	
FAX	
メール	

案件名	航空機用給油車1台の購入

番号	質問事項記入欄	回答欄（兵庫県記入欄）

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の提出期間内に提出してください。

物　品　入　札　書

件　　名　　航空機用給油車１台の購入

入 札 金 額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（消費税及び地方消費税別）

内　訳

品　　目	数　量	単　価	金　額	摘 要
航空機用給油車	１台			
計				

設　置　場　所　　仕様書のとおり

納　入　期　限　　令和10年３月31日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事　様

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

代 理 人 氏 名

電 話 番 号

メールアドレス

物　品　入　札　書

件　　名　　航空機用給油車１台の購入

入 札 金 額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（消費税及び地方消費税別）

内　訳

品　　目	数　量	単　価	金　額	摘 要
航空機用給油車	１台			
計				

納　入　場　所　　仕様書のとおり

納　入　期　限　　令和10年３月31日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事　様

※当日は紙による入札参加者全員に本人確認を行います。
本人確認が可能な写真付公的書類（運転免許証等）を持参ください。
（再入札日ならびに入札不調時の見積が異なる時も同様です）

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

代 理 人 氏 名

電　話　番　号

メールアドレス

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名が必要です。
また、参加申込時に届出が必要です。
電話番号、メールアドレスは代表者が所属する部署のものを記載ください。

物　品　入　札　書【再入札用】

件　　名　　航空機用給油車１台の購入

入札金額　　￥

（消費税及び地方消費税別）

内　訳

品　　目	数量	単　価	金　額	摘　要
航空機用給油車	１台			
計	－	－		

納入場所　　仕様書のとおり

納入期限　　令和10年３月31日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事　様

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

（入札不調時協議用）

物　品　見　積　書

件　　名　　航空機用給油車１台の購入

入 札 金 額　　￥

（消費税及び地方消費税別）

内　訳

品　　目	数　量	単　価	金　額（月　額）	摘 要
航空機用給油車	１台			
計				

納 入 場 所　　仕様書のとおり

納 入 期 限　　令和10年３月31日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事　様

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

代 理 人 氏 名

電 話 番 号

メールアドレス

（入札不調時協議用）

物　品　見　積　書

件　　名　　航空機用給油車１台の購入

入 札 金 額　　￥

（消費税及び地方消費税別）

内　訳

品　　目	数量	単　価	金　額	摘 要
航空機用給油車	１台			
計	－	－		

納 入 場 所　　仕様書のとおり

納 入 期 限　　令和10年３月31日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者

兵 庫 県 知 事　様

開札当日に、代理人名義で見積書を作成し提出する場合は、代理人の記名で見積書を提出してください。

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

代 理 人 氏 名

電 話 番 号

メールアドレス

電話番号、メールアドレスは代表者が所属する部署のものを記載ください。

執　行　者	立　会　人
確　認　書　類	

※上記太枠内は記入しないでください。

委任状

入札公告されている航空機用給油車１台の購入案件について、私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	氏名（ふりがな）

令和　　年　　月　　日

兵　庫　県
契約担当者　兵 庫 県 知 事　様

住　　所

商号又は氏名

代 表 者 氏 名　　印

《連絡先》

部 署 名：

職・氏名：

電　　話：　　－　　－

入 札 の 注 意 事 項（紙による入札の場合のみ）

１　入札時の本人確認等について

入札会場において、顔写真付公的書類を提示していただき、本人確認を行います。

顔写真付公的書類（次のいずれか１つを持参してください。）
①運転免許証
②運転経歴証明書（平成 24 年４月１日以降交付のもの）
③旅券（パスポート）
④個人番号カード（マイナンバーカード）
⑤在留カード・特別永住証明書
⑥官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳等）　等

(1)　一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第２号）（以下「参加申込書」という。）の「代表者名」に記入した者が入札する場合

参加申込書の「代表者名」に記入した者の本人確認を行います。
なお、参加申込書の「３ 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」の記入は不要です。

(2)　参加申込書の「３ 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者が入札する場合

「３ 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者の本人確認を行います。
なお、委任状の提出は不要です。

(3)　参加申込書の代表者名欄に記入した者が入札する予定であったが、急遽変更となる場合又は参加申込書の「３ 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者から急遽別の者に変更となる場合

入札執行者に連絡のうえ、入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。
入札会場では、委任を受けた者の本人確認を行います。

２　入札書について

(1) 入札書は、同封の「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意してください。
うち、「物品入札書」には金額を記入してください（第１回入札用）。
「物品入札書【再入札用】」には金額欄を未記入としてください（再入札用）。

(2) 入札金額は、契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を記入してください。
※　入札金額を訂正した入札書は無効となります。

３　入札内訳書について

入札書に添付して提出してください。
なお、再入札用の場合も添付が必要です。

４　見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。
入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。
※　見積書提出日が再入札日と異なる場合は、開始前に再度本人確認を行います。

５　消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないでください。
※　消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

提出書類等の注意事項（紙・電子共通）

下記に示す書類を、持参により提出して下さい。ただし、１、２、４～６については、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）による提出が可能です（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

１　入札参加申込み**（期限：令和８年11月24日（火）午後４時）**

① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
② 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
③ 返信用封筒（110 円切手を添付の上、宛先を明記すること。）

ただし、電子入札システムの利用による入札（以下「電子入札」という。）の場合は、同システムにより申請を行ってください。このとき、提出書類等の添付ファイルとして、担当者の氏名、連絡先電話・ＦＡＸ番号の分かるファイル（書式・ファイル形式は問いません。）を添付してください。一般競争入札参加資格の確認結果については、同システムにより通知します。

２　仕様確認を求める書類等及び質問書**（期限：令和８年12月４日（金）午後４時）**

① 仕様確認申込書
② 仕様に適合していることを確認できる書類（内訳書（ハード、ソフトともに含む。）、カタログ等の仕様が分かるもの等）

質問がある場合は、「質問書（任意様式）」を提出願います。

（仕様確認申込書及び質問書は可能な限り様式のファイル（Word 形式,Excel 形式）もあわせて提出してください）

電子入札システムにより提出する場合は、**令和８年11月24日（火）の参加申込期限まで**に、「証明書等／提案書等」提出機能でカタログ等のファイルを添付（複数ファイルの場合は１ファイルに圧縮）して送信することにより行ってください。

なお、添付されるファイルの合計容量が１ＭＢ以下でお願いします。送信できない場合は、出納局物品管理課まで連絡願います。

３　入札保証金の納付について（**令和８年12月16日（水）**正午締切）

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、**契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）**の 100 分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意してください。

４　入札日**（令和８年12月18日（金）午後２時：兵庫県庁３号館８階入札室、電子入札の場合を除く。）**

①　一般競争入札参加資格確認通知書の写し
②　入札書及び入札内訳書　２通（１回目入札用、再入札用）
③　出席者の本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官公庁が発行した顔写真付公的書類）

※　郵送の場合は**令和８年12月17日（木）午後５時まで**に①、②（１回目入札用）の書類を提出してください。

＜電子入札の場合＞

電子入札書提出期間：**令和８年12月11日（金）午後５時**から
令和８年12月18日（金）午後２時まで（土曜及び日曜日を除く。）

5　入札額について

落札決定に当たっては、入札金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格（契約金額）とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札額**としてください。

6　入札内訳書について

入札内訳書は入札書と同時に提出してください。紙で入札する場合は入札書に添付し、電子入札する場合は作成したファイルを入札書に添付の上、提出してください。

7　再入札について

１回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合には、直ちに再入札に移行します。

ただし「電子入札システム」による入札参加者がある場合は、**再入札日時は 令和８年12月24日（木）午後２時、入札不調による見積書提出期限は同日**を予定しております。

（但し、入札参加希望者全者が了解した場合には再入札等を入札日に行う場合があります。）

なお、郵送での入札参加がある場合には、再入札の日程については、別途設定し、１回目の入札終了後ご連絡させていただきます。

8　契約時（落札業者のみ）

①　契約書

書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）のいずれかにより作成します。

ア　書面の契約書の場合

物品管理課で準備する２通の契約書に記名・押印してください。

イ　電子契約の場合

落札後、電子契約利用同意書を電子メールにより提出してください。

提出後、電子契約の確認依頼が電子メールで届きますので、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行ってください。

②　契約保証金

落札された場合、本契約と同時に、契約金額（入札書記載金額の 1.1 倍）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を落札日の翌日から７日（土曜日、日曜日を含む）以内に納付してください。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「様式８（第５の 16 関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が 200 万円以下の場合は、契約保証金を免除します。

※　この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

契　約　書（案）

１　品　　名　　航空機用給油車

２　規格（形式）　　仕様書のとおり

３　数　　量　　１台

４　契約金額　　￥　　－
（内　訳　　消費税及び地方消費税の額　￥　　－）

５　納入期限　　令和10年３月31日

６　納入場所　　但馬空港（詳細は仕様書のとおり）
（詳細は仕様書のとおり）

７　契約保証金

８　納入の方法　　兵庫県の指示による

兵庫県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（総　　則）
第１条　乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。
２　乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。
３　乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。
（検　　査）
第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副２通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。
２　検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。
３　乙は、第１項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。
（手直し、補強又は取替え）
第３条　乙は、納入する物品が不良のため、前条第１項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。
（給付の完了）
第４条　甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。
２　物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。
（危険負担）
第５条　物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。
（契約不適合責任）
第６条　甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
３　第１項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。
４　追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。
５　甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第７条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（代金の支払等）

第８条　甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

（分　　納）

第９条　乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。
２　乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第10条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和８年度	０円
令和９年度	円

２ 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

（乙の請求による契約履行期限の延長）

第11条　乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

（契約の解除）

第 12 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
(2) 正当な理由なく、第６条第１項の履行の追完がなされないとき。
(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第 12 条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項第２号に該当すると認めたとき。

第 12 条の３　甲は、第 11 条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

２　甲は、前２条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
３　前２条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
４　甲は、前２条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
５　前２条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
６　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
７　甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第13条　甲は、次条第1号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。
(1) 暴力団排除条例(平成 22 年兵庫県条例第 35 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 3 号に規定する暴力団員
(2) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
２　前条第 3 項から第 7 項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（情報の利用）

第14条　甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。
(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

（警察の捜査への協力）

第 15 条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

第 16 条　乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（履行遅延の場合の違約金）

第17条　乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年１０．７５パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。
２　乙は、第３条の手直し、補強又は取替えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を支払わなければならない。
３　前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

（賠償の予約）

第18条　乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の２に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。
(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の６による刑が確定したとき。
(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第１項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前２号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約の変更、中止）

第19条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事情の変更）

第 20 条　契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（調査への協力）

第 21 条　甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

２　乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は同様とする。

（協　　議）

第 22 条　この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　兵　庫　県　　神戸市中央区下山手通５丁目１０番１号

兵庫県知事　齋藤　元彦

乙　住　　所
会　社　名
代表者名

（別　表）

品　　目	メーカー	車名	型式	数　量
航空機用給油車				1台

納入場所：但馬空港（詳細は仕様書のとおり）

「適正な労働条件の確保に関する特記事項」

（基本的事項）

第１　乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。）

２　乙は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項の第１から第５までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

（受注関係者に対する措置）

第２　乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

２　乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第１の第２項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を甲に提出しなければならない。

３　乙は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者(下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。)の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

４　乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し 第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

（特定労働者からの申出があった場合の措置）

第３　甲は、特定労働者から、乙又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

２　甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

３　乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

４　乙は　その雇用する特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

５　乙は、第１項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第２項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

６　乙は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければならない。

７　甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第３項、第５項、第４の第２項、第４項及び第５の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

（労働基準監督署から意見を受けた場合の措置）

第４　甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

２　乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

３　甲は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。

４　乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

（労働基準監督署から行政指導があった場合の措置）

第５　乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

３　乙は、下請関係者が第１項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

４　乙は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

（契約の解除）

第６　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第４の第２項、第５の第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第２の第１項の誓約をした受注関係者に対して、第４の第３項に規定する指導及び第４の第４項、第５の第３項又は第４項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。 (乙が第２の第４項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

（損害賠償）

第７　乙は、第６の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

（違約金）

第８　乙は、第６の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第１関係）

労働関係法令
（１）　労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
（２）　労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
（３）　最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
（４）　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
（５）　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
（６）　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
（７）　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
（８）　労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
（９）　健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
（10）　厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
（11）　雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
（12）　労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

誓　約　書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと

２　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

住　　所
会 社 名
代表者名
電　　話
電子メール

誓 約 書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名
　航空機用給油車１台の購入

２　誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
　ア　県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
　イ　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
　ウ　労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。

(4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。

(5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
　ア　県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
　イ　最低賃金法第 4 条第 1 項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電　　話
電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令
（１） 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
（２） 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
（３） 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
（４） 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
（５） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
（６） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
（７） 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
（８） 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
（９） 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
(10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
(11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

様式８（第５の 16 関係）
（誓約書）

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

航空機用給油車１台の購入

２　誓約事項

⑴　次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契　約　名	契約金額	契約の相手方

⑵　本契約についても、誠実に履行すること。

⑶　上記⑴及び⑵に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電　　話
電子メール

様式８（第５の 16 関係）
（誓約書）

［留意事項］

誓約書の２⑴には、過去２年間（注１）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体（注２）とその契約と種類（注３）及び規模（注４）をほぼ同じくする（注５）契約を数回以上（注６）にわたって締結し、履行したもののみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注１）「過去２年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注２）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注３）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区　分	種　　類
物品関係役務の調達契約	・製造の請負 ・物件の買入れ、借入れ ・測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注４）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

（注５）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の７割に相当する金額以上のものをいう。

（注６）「数回以上」とは、２回以上をいう。